

○ 訪問看護療養費明細書

都道府県 訪問看護ステーションコード

6 1 社・国 3 後 期 1 単 独 2 本 人 8 高 齢 一  
2 2 2 4 6 歳 0 高 齢 7  
2 公 費 4 退 職 3 3 併 6 家 族

退院支援指導加算について

公費負担者番号①, 公費負担者番号②, 公費負担医療の受給者番号①, 公費負担医療の受給者番号②, 番号, 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 (枝番)

氏名, 特記, 訪問した住所, 職務上の事由, 主治医, 医療機関の名称, 氏名, 直近報告年月日

主たる傷病名, 指示期間, 実日数, 0日

心身の状態, ③⑩ 精神科基本療養費, ⑪ 看護師等, ⑫ 作業療法士

訪問開始年月日, 訪問終了年月日時刻, 訪問終了の状況, 死亡の状況

退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合は、特記事項欄の「8 退支」を○で囲み、死亡日又は再入院日を記載してください。また、実日数は「0日」と記載してください。

基本療養費 I, 基本療養費 II, ⑬ 看護師等, ⑭ 准看護師, ⑮ 看護師等, ⑯ 准看護師

〔訪問看護療養費関係通知〕

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令2保発0305第3)

第5 訪問看護管理療養費について

5(1) 退院支援指導加算は基準告示第2の7に規定する状態等にある利用者に対して、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に初日の指定訪問看護の実施日に1回に限り訪問看護管理療養費に加算する。ただし、当該者が退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合には、死亡若しくは再入院日に算定する。

<訪問看護業務の手引(令和2年4月版)P548参照>

〔請求関係通知〕

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」(平18保医発0330008)(令2保医発0327第1・別添3改正) 別紙 訪問看護療養費請求書等の記載要領

II 請求書等の記載要領

第2 明細書に関する事項(様式第四)

23「管理療養費」欄について

(2)エ また、利用者が退院日の翌日以降の初回の指定訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合は、「特記事項」欄の「8 退支」の数字を○で囲み、死亡日又は再入院日を併せて記載すること。なお、電子計算機の場合は、「8 退支」の○に代えて( )等を使用して記載することも差し支えないこと。

<訪問看護業務の手引(令和2年4月版)P653参照>

Main table with columns for item number, description, unit, and amount. Includes items like ⑮ 看護師等, ⑯ 准看護師, ⑰ 管理療養費, ⑱ 退院支援指導加算 (6,000), ⑲ 在宅患者連携指導加算, ⑳ 訪問看護情報提供療養費, ㉑ 訪問看護ターミナルケア療養費.

8 退支 令和2年10月17日

備考 1. この用紙は、A列4番とすること。 2. ※印の欄は、記入しないこと。